

電気需給約款

【OG動カプラン】

平成30年12月1日実施

青梅ガス株式会社

平成29年10月5日 改定
平成30年11月1日 改定

目 次

I	総則	3
1	適用	3
2	本約款等の変更	3
3	定義	4
4	単位および端数処理	5
5	実施細目	6
II	契約の申込み	7
6	電気需給契約の申込み	7
7	電気需給契約の成立および契約期間	7
8	需要場所	8
9	電気需給契約の単位	8
10	供給の開始	8
11	承諾の限界	8
12	電気需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
13	契約種別	9
14	OG動力プラン	9
15	付属メニュー	10
IV	電気料金の算定および支払い	11
16	電気料金の適用開始の時期	11
17	電気の検針日	11
18	電気料金の算定期間	11
19	使用電力量の算定	11
20	電気料金の算定	11
21	日割計算	12
22	支払義務発生日	12
23	支払期限日	12
24	電気料金その他の支払方法	13

V	使用および供給	15
25	適正契約の保持	15
26	供給の停止	15
27	供給停止の解除	15
28	供給停止期間中の電気料金	15
29	違約金	16
30	供給の中止または使用の制限もしくは中止	16
31	損害賠償および債務の履行の免責	16
32	設備の賠償	17
VI	契約の変更および終了	18
33	電気需給契約の変更	18
34	名義の変更	18
35	電気需給契約の廃止	18
36	需給開始後の電気需給契約の廃止または変更にともなう電気料金および工事費の精算	18
37	解約等	20
38	電気需給契約消滅後の債権債務関係	20
VII	供給方法および工事	21
39	需給地点および施設	21
40	工事費負担金等相当額の申受け等	21
41	需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	21
VIII	託送約款等の遵守	22
42	託送約款等の遵守	22
IX	その他	24
43	不可抗力	24
44	準拠法	24
45	管轄裁判所	24
46	信用情報の共有	24
47	反社会的勢力の排除	24
	附則	26
	別表	27

I 総 則

1 適用

- (1) この電気需給約款【OG動力プラン】（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款および15(付属メニュー)(1)の付属メニュー定義書(以下「本約款等」といいます。)を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。
- (2) お客さまの需要場所を供給区域内とする一般送配電事業者(東京電力パワーグリッド株式会社とし、以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または法令の制定もしくは改廃により本約款等を変更する必要がある場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款等を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせいたします。
- (3) 本約款等の変更にともない、(4)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の

説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付を行わないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3 定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED電灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、基本料金、電力量料金、料金率および燃料費調整における基準単価には消費税等相当額を含みます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸出品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の

期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13) 付属メニュー

本約款に付帯する割引等の条件をいいます。

(14) 電気料金

本約款等にもとづき、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。

(15) ガス料金

当社の一般ガス供給約款、ガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)にもとづく契約および当社の子会社である株式会社オージーサービス（以下「オージーサービス」といいます。）のプロパンガスの契約（以下、これらを「ガス使用契約」といいます。）により計算される料金をいいます。

(16) 同時払い

電気需給契約における需要場所が、原則として、お客さまのガス使用契約における需要場所の範囲内であり、かつ、電気需給契約とガス使用契約の名義が同一である場合の支払方法をいい、電気料金とガス料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の払込書にて、同時に支払うことをいいます。ガス使用契約における需要場所とは、一般ガス供給約款3(用語の定義)(25)およびガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)12(工事の実施)(7)に定める需要場所をいいます。なお、オージーサービスのプロパンガスをご利用の場合は、ガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)12(工事の実施)(7)に準じます。

4 単位および端数処理

本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、14（OG動力プラン）(3)にもとづき算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および電気料金の支払方法
- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。なお、当社は、電気需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、当該接続供給のために当該一般送配電事業者が必要とする事項について、当該一般送配電事業者へ情報を提供いたします。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまの電気需給契約の申込みに対して、当社が当社所定の様式によって供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。
ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、電気需給契約の成立の日に遡って電気需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、電気料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止または

変更について申入れを行わない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

- (3) (2)ロにもとづき契約期間を更新する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該更新後の新たな契約期間のみとし、当社が適当と判断した方法により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載いたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 電気需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する場合等を除き、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、電気料金およびガス料金の支払状況（支払期限日を経過してなお支払われていない場合を含みます。）その他によって、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

12 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および電気料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電力需要	OG動力プラン

14 OG動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が0.5キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において当社の電気需給約款【OGプランB・C】にもとづく電気需給契約（以下「OGプランBおよびC」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所においてOGプランBおよびCとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者もしくは当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ この供給条件による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この供給条件による電気需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表 1(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	777 円 67 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	18 円 81 銭
-------------	-----------

(5) 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として 90 パーセント以上に保持していただきます。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

15 付属メニュー

(1) 電気需給契約に付帯して提供する付属メニューに関する詳細事項は、付属メニュー定義書にて定めます。

(2) 付属メニュー定義書では、適用条件等を定めます。

IV 電気料金の算定および支払い

16 電気料金の適用開始の時期

電気料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

17 電気の検針日

電気の検針日は、託送約款等に定める、当該一般送配電事業者が、実際に検針を行った日または検針を行ったとされる日といたします。

18 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、電気料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、電気料金の算定期間（ただし、電気需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

20 電気料金の算定

(1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1 か月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合

ロ 契約電力を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

ハ 計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 電気料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の電気料金を適用して算定いたします。

21 日割計算

(1) 当社は、20（電気料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により電気料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 20（電気料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、20（電気料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用いたします。

22 支払義務発生日

1か月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、当該1か月の電気の検針日といたします。

ただし、解約等で電気需給契約が消滅した場合の、前回の電気の検針日から消滅日の前日までの電気料金の支払義務発生日は、消滅日といたします。

23 支払期限日

(1) お客さまの電気料金は、支払期限日までに支払っていただきます。

(2) 支払期限日は、その月の電気の検針日が属する月の末日から起算して60日目といたします。ただし解約等で電気需給契約が消滅した場合の前回の電気の検針日から消滅日の前日までの電気料金の支払期限日は、消滅日が属する月の末日から起算して60日目といたします。

(3) (2)にかかわらず、同時払いが適用されている場合の支払期限日は、その月の電気の検針日の翌月のガスの検針日の翌日から起算して50日目といたします。この場合のガスの検針日とは、当社の一般ガス供給約款13（検針）に定めるガスの検針日、ガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)16（検針）に定めるガスの検針日、オージ

ーサービスのプロパンガスをご利用の場合は同社が定める検針日をいいます。

ただし、電気需給契約およびガス使用契約の解約等により同時払いが適用されなくなった場合は、以下のとおりとします。

- イ 電気需給契約とガス使用契約を解約した場合であって、ガス使用契約を解約したことによって支払期限日が設定できない電気料金の支払期限日は、当該電気料金の電気の検針日が属する月の末日から起算して60日目とし、前回の電気の検針日から消滅日の前日までの電気料金の支払期限日は、消滅日が属する月の末日から起算して60日目といたします。
 - ロ ガス使用契約のみを解約した場合であって、ガス使用契約を解約したことによって支払期限日が設定できない電気料金の支払期限日は、当該電気料金の電気の検針日が属する月の末日から起算して60日目といたします。同時払いが適用されなくなった以降の電気料金の支払期限日は(2)によります。
 - ハ 電気需給契約のみを解約した場合の前回の電気の検針日から消滅日の前日までの電気料金の支払期限日は、消滅日が属する月の末日から起算して60日目といたします。
- (4) (2)および(3)の支払期限日が日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、10月6日、12月30日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期限日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

24 電気料金その他の支払方法

- (1) 電気料金については毎月、原則、クレジットカード払いか同時払いにより支払っていただきます。

イ クレジットカード払いの場合

クレジットカード払いは、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。クレジットカード払いの申し込みは、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされる日は、当社が指定した日といたします。

ロ 同時払いの場合

- (イ) 同時払いは、3(定義)(16)に定めるとおりといたします。同時払いを選択した場合は、電気需給契約を解約する場合を除き、原則、同時払い以外の支払方法に変更することはできません。なお、ガス使用契約のみを解約した場合、電気料金の支払いは、原則、クレジットカード払いに変更していただきます。
- (ロ) 同時払いが適用されている場合は、電気料金を翌月のガス料金とあわせて、お

お客様のガス料金のお支払方法にて、毎月お支払いいただきます。ただし、同時払いが適用されている場合であっても、ガス使用契約の解約等により電気料金のみをお支払いいただく場合がございます。

(ハ) 同時払いが適用されている場合のお支払い方法は、当社の一般ガス供給約款 23 (料金の支払方法)、24 (料金の口座振替)、25 (料金のクレジットカード払い)、26 (料金の払込み) およびガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)26 (料金の支払方法)、27 (料金の口座振替)、28 (料金のクレジットカード払い)、29 (料金の払込み) のとおりといたします。なお、オージーサービスのプロパンガスをご利用の場合は、ガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)の規定に準じます。

(2) 電気料金の当社への支払日は、以下のとおりといたします。

イ お客様が電気料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ロ お客様が電気料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社が当社に対する立替払いを承認した日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

ハ お客様が電気料金を当社が指定した金融機関、コンビニエンスストア等(以下、「金融機関等」といいます。)または当社の営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等または当社の営業所等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

(3) 電気料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。同時払いが適用されている場合も、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。支払義務の発生が同日の場合には、事前にお申し出がない限り、電気料金、ガス料金の順に充当するものとし、電気料金やガス料金は検針日の古い順でお支払いいただきます。

(4) 工事費負担金等相当額その他については、そのつど当社が指定した支払方法にてお支払いいただきます。

(5) 当社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。

V 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 供給の停止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者もしくは当社に重大な損害を与えた場合

ハ 託送約款等の定めに反して、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

(2) お客様が次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者もしくは当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 14（OG動力プラン）(1)の適用範囲に反して、電灯または小型機器を使用されたとき

ニ 42（託送約款等の遵守）(1)に反して、当該一般送配電事業者もしくは当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 42（託送約款等の遵守）(2)によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客様がその他託送約款等に反した場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

27 供給停止の解除

26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、当該一般送配電事業者もしくは当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当該一般送配電事業者は、特別の事情がある場合を除き、すみやかに電気の供給を再開いたします。

28 供給停止期間中の電気料金

26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を21（日割計算）により日割計算をして、

電気料金を算定いたします。

29 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

30 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者または当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当該一般送配電事業者が、託送約款等にもとづき供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止する場合
- (2) (1)の場合には、当該一般送配電事業者または当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、(1)にともなう電気料金の減額は行いません。

31 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 30（供給の停止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合、または、当該一般送配電事業者または当社が電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および電気需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または7（電気需給契約の成立および契約期間）(1)もしくは37（解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

32 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

33 電気需給契約の変更

- (1) お客様が電気需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) (1)の場合、当社がお客様に対し、電気需給契約の内容について、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、2（本約款等の変更）(3)および(4)に準じます。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社所定の様式で文書により申出をしていただきます。

35 電気需給契約の廃止

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 電気需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ お客様の責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ハ 当社との電気需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客様と当社との協議によって定めた日に電気需給契約が消滅するものといたします。

36 需給開始後の電気需給契約の廃止または変更にもなう電気料金および工事費の精算

お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、電気需給契約の消滅または変更の日に、次により電気料金および工事費をお客様に精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし

れる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の電気料金について、さかのぼって、新たに設定された契約電力分につき、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない、当該一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当該一般送配電事業者が託送約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(2) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の電気料金について、契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない、当該一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当該一般送配電事業者が託送約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(3) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの電気料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、当該一般送配電事業者の供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、当該一般送配電事業者が託送約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(4) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の電気料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約

電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

- ロ 当社は、当該一般送配電事業者の供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、当該一般送配電事業者が託送約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。
- (5) (1)または(2)に該当するお客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで当該一般送配電事業者が新たに施設した供給設備を撤去することが明らかになったときは、(1)または(2)に準じて電気料金および工事費の精算をいたします。

37 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。

イ お客さまが電気料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合

ハ 本約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客さまがその他本約款等に反した場合

- (2) 26（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまが、35（電気需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

38 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

39 需給地点および施設

- (1) 当社は、託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者が施設する供給設備を介して、電気を供給いたします。
- (2) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者が託送約款等にもとづき施設いたします。
- (4) 当該一般送配電事業者の供給設備、計量器および通信設備等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (5) 当社が当該一般送配電事業者から電気の供給または計量にあたり必要な設備の施設を求められた場合には、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社および当該一般送配電事業者がその設備を無償で使用できるものといたします。

40 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

41 需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

VIII 託送約款等の遵守

42 託送約款等の遵守

(1) 立入業務への協力

当該一般送配電事業者および当社は、必要に応じて、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 電気の使用にともなう協力

イ お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

(イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(ホ) その他(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に準ずる場合

ロ お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、イに準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(3) 調査への協力

イ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

ロ 当該一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

(4) 保安への協力

イ 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

- (イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (5) 用地の確保への協力
電気の供給にとまない当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。
 - (6) 供給の停止への協力
26（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が、電気の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備もしくはお客さまの電気設備において、適当な処置を行う場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

IX その他

43 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本約款等にもとづく契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本約款等にもとづく契約の一部または全部を解約できるものといたします。

ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないものといたします。

44 準拠法

本約款等に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

45 管轄裁判所

電気需給契約に関してお客さまと当社の間が生じる一切の紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または被告の住所地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所といたします。

46 信用情報の共有

当社は、お客さまが 37（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該電気需給契約に係る名義、需要場所および電気料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

47 反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、事前に通知のうえ、電気需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。

イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

- ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) お客様および当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、事前に通知のうえ、電気需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる行為
- (3) お客様および当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約いたします。
- (4) お客様および当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。
- (5) お客様および当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、電気需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
- (6) お客様または当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の電気料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の電気料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の電気料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の電気料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の電気料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の電気料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の電気料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の電気料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の電気料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の電気料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の電気料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の電気料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発

電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の電気料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の電気料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の電気料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の電気料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 契約電力の算定方法

14 (OG動力プラン) (3)の契約電力は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)÷1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732÷1,000

4 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

基本料金を日割りする場合

1か月の該当料金×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

ただし、20(電気料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数÷計量期間等の日数は、
日割計算対象日数÷暦日数
といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。